

管下駒澤町上馬一〇〇讀賣新聞專賣所石井準入コト金庫鎊分配
 蓮夫鮮入金七岩外四名ハ各月三十日突如左記十三項目ヲ記載セ
 ル要求書ヲ提出之ヲ実行方ヲ迫リ若シ一項目タリトモ不承認ノ
 場合ハ罷業ヲ漸行スヘソト強硬態度ニ出テタルヲ以テ營業主ハ
 罷業ヲ虞レ要求事項中一項ヲ除外一時之ヲ承認シタルカ不日
 不良分子ヲ解雇セムトスルモノ、如シ

要 求 書 記

- 一 給料ハ一ヶ月ニ十五内也トシ日曜夕刊ノ特別手当ハ一回ニ付
 金六十錢也ヲ支給スルコト(保留)
- 二 前貸ハ毎月精算日迄最低金七円ヲ貸與スルコト
- 三 無理強制拡張並ニ残款ノ押費絶対反対
- 四 自由増減ヲ認ムルコト
- 五 維持料ヲ一部ニ付金ニ錢也ヲ支給スルコト

六 讀増料ハ一部ニ付金三十錢ヲ支給スルコト
 七 収金負ヲ專任スル時ハ配達スハ廢証ノ責任ヲ負ハサルコト
 八 配達人ヲ収金スル時ハ各区共一ヶ月ニ収ラ認メルコト
 九 収金年當ハ上リ高ノニ分テ支給スルコト
 十 武器代其ノ他營業用費ハ一切ヲ主任ノ負担トスルコト
 十一 配達夫居室ノ電燈ハ六疊ニ三十二燭四疊半ニ二十四燭ヲ裝置
 スルコト
 十二 各区共雨具ヲ整備スルコト
 十三 此ヲ爭議ニ於テ犧牲者ヲ出サヌコト
 第十四 萬一右十三條ノ内一ヶ條ト雖モ不承認ノ場合ハ吾々配達員ハ
 不配同盟ヲ漸行シ以テ主任者ノ賢明ナル反省ヲ要望ス

右要求人

張 京 西
 金 七 岩 西
 甲 七 石 西
 (印) (印) (印)